



# 佐賀県公報

平成18年  
3月24日  
(金曜日)  
第 12733号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 告 示**

○ 佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

○ 民生委員の定数

○ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更

○ 生活保護法に基づく医療機関の指定

○ 生活保護法に基づく指定施術機関の指定

○ 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

○ 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

○ 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

○ 救急病院の認定

○ 道路の区域の変更

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○ 大規模小売店舗の変更に関する公示

公布された規則のあらまし

規則

○佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第二二号）

1 製菓衛生師法等の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、保健所を経由せずに知事に提出することができることとした。（第一一条関係）

2 保健福祉事務所の設置に伴い、所要の語句の整理を行うこととした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

1 調理師試験受験願書に添付する書類を省略することができる場合を定めることとした。（第三条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

## 佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川

◎佐賀県規則第十一号

## 佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県調理師法施行細則（昭和三十四年佐賀県規則第六十七号）の一部を次

のように改正する

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 大規模小売店舗の変更に関する公示

(県民協働課)

号) の一部を次

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前年度の佐賀県調理師試験において当該書類を知事に提出したことを証する書面を添付したときは、当該書類を省略することができる。

第九条第一項及び第十条第一項中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

#### 第二号様式中

許可・開設年月日 許可保健所・許可番号	(許可年月日等) 年 月 日	を	許可・開設年月日 許可保健福祉事務所(保健所)・ 許可番号	(許可年月日等) 年 月 日	に改める。
保健所 第 号	保健福祉事務所(保健所) 第 号		保健所 第 号	保健福祉事務所(保健所) 第 号	

#### 附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を( )に公布する。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

#### ●佐賀県規則第十一号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年佐賀県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「の卒業証書の写し若しくは卒業証明書」を「において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書」に改める。

第十一條中「知事を経由して厚生労働大臣に、又は」を削り、「保健所長」

を「保健福祉事務所長」に改め、「ただし」の下に「政令第十条第三項の規定による届出及び」を加え、「を除く」を「については、この限りでない」に改める。

第十二条及び第十三条を削る。  
様式第一号を次のように改める。

## 様式第1号

## 佐賀県収入証紙欄

## 製菓衛生師試験受験願書

年　月　日

佐賀県知事

様

氏名

印

製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

住 所 (受験票送付先)	〒		
	電話	( )	
ふ り が な 氏 名		性別	男 · 女
生 年 月 日	年	月	日 生
受 験 資 格 (該当する区分に○ をつけること。)	1 製菓衛生師法第5条第1号に該当 2 製菓衛生師法第5条第2号に該当 3 製菓衛生師法附則第2項に該当		
製菓理論及び実技の 免除に必要な資格 (該当する区分に○ をつけること。)	有 (菓子製造技能士 1級・2級) · 無		

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 学校教育法第47条に規定する者(法による特例該当者を含む。)であることを証する書類(卒業証明書、卒業証書の写し等)
  - (2) 菓子製造業従事証明書又は製菓衛生師養成施設修了証明書
  - (3) 写真(出願前6か月以内のもの。正面、上半身、脱帽及び無台紙の名刺版)
  - (4) 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士である者は、これを証する書類
- 2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。

## 附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

## ○告示

## ●佐賀県告示第百九十五号

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条の規定により民生委員の定数を次のように定める。  
なお、民生委員の定数（平成十七年佐賀県告示第六百四十一号）は、廃止する。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

市郡別	市町村名	定 数	左のうち主任児童員の定数
市 部	佐賀市	448	46
	唐津市	337	40
	鳥栖市	137	14
	多久市	79	10
	伊万里市	162	22
	武雄市	142	18
	鹿島市	95	12
	小城市	91	8
	嬉野市	74	4
佐賀郡	神埼市	76	6
	川副町	48	4
	東与賀町	20	2
神埼郡	久保田町	18	2
	吉野ヶ里町	37	4
三養基郡	基山町	34	2
	上峰町	21	2
	みやき町	68	6
東松浦郡	玄海町	19	2
西松浦郡	有田町	59	4
杵島郡	大町町	30	2
	江北町	26	2
	白石町	72	6
藤津郡	太良町	29	2

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

## 一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廢止年月日
井上胃腸科外科医院	佐賀郡久保田町大字徳万一六三九番地一	平成一七・一二・一二
歯科医院	武雄市武雄町大字富岡九九一八番地一	平成一七・一二・一二
久保田薬局	佐賀郡久保田町大字徳万一六三九番地一	平成一七・一二・一二

## 二 変更医療機関

名 称	所 在 地	変更年月日
鳥越脳神経外科クリニック	鳥栖市曾根崎町二三三八二番地一〇	平成一五・二・一五
スマイル歯科	佐賀市北川副町大字江上九五番地一	平成一七・一二・一二

新	おぎ薬局	旧	新	旧	新	地
小城薬局	小城市小城町二七七番地六	佐賀市南佐賀一丁目二三二番一号	佐賀市北川副町大字江上九五番地一	鳥栖市松原町一七二九番地一〇	鳥栖市曾根崎町二三三八二番地一	地一

## ●佐賀県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

名 称 きしかわ内科クリニック	所 在 地 佐賀郡東与賀町大字下古賀一一二四番地一八	指定年月日 平成一七・一二・一
こやなぎ内科循環器科クリニック	鳥栖市原町一〇七七番地一	"
上有田整形外科クリニック	西松浦郡有田町上幸平一丁目三番五号	"
口石やすひろ整形外科クリニック	西松浦郡有田町中部丙六七三番一	"
井上胃腸科外科医院	佐賀郡久保田町大字徳万二〇五四番地二	平成一七・一二・一四
医療法人知新会中尾歯科医院	武雄市武雄町大字富岡八九六五番地二	平成一七・一二・一二
久保田薬局	佐賀郡久保田町大字徳万二〇五二番地二	平成一七・九・一
いけど薬局みなみ店	佐賀郡東与賀町大字下古賀一一二四番地一九	平成一七・一一・一
ほのぼの薬局	西松浦郡有田町上幸平一丁目一二〇一番地	平成一七・一二・一

## ●佐賀県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

施術者名 黒岩義昭	施術機関名 古賀裕行	所 在 地 古賀接骨院	指定年月日 平成一七・一〇・一一
施術者名 黒岩義昭	施術機関名 古賀裕行	所 在 地 古賀接骨院	指定年月日 平成一七・一〇・一一

## ●佐賀県告示第二百九十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

一 指定年月日 平成十八年二月十五日	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 株式会社クオリティサポート	三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号 名 称 クオリティサポート 所在地 福岡県筑紫野市原田七丁目十二番三号
所在地 佐賀市大財五丁目九番八号	サービスの種類 児童居宅介護	事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇八一一五

## ●佐賀県告示第二百号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

- 一 指定年月日 平成十八年二月十五日  
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社クオリティサポート  
 所在地 福岡県筑紫野市原田七丁目十二番三号  
 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 クオリティサポート

所在地 佐賀市大財五丁目九番八号

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一一一一二

### ● 佐賀県告示第二百一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年三月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社コミニティネット

所在地 唐津市二タ子二丁目七番五十五号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 訪問介護げんき

所在地 唐津市神田二千百十番地

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一一一一一〇

### ● 佐賀県告示第二百二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人たちばな会

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲千三百五十四番地一

事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 グループホームメゾン蟻尾山

所在地 鹿島市大字高津原千五百十七番地十一

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一四六一四一

二 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康



次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

三	二	一	標柱番号
"	"	唐津市	市
"	"	呼子町呼子	大字
"	"	尾ノ上	字
一七一八番地先道路敷	一七一四番	一六六七番一	地番

## 先方地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次直線で結んだ線及び標柱十四号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

平成十八年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次直線で結んだ線及び標柱十四号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月二十四日から平成十八年四月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

七	六	五	四	三	二	一	唐津市	巖木町天川	外手	四七二番一地先道路敷	地番
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二〇六番三八	
"	"	"	"	"	"	"	田久保	萩平	五四二番一	五一五番	
"	"	"	"	"	"	"	五二八番	五二八番	五三三番一	四八八番地先道路敷	

## ○佐賀県告示第二百七号

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	彦ノ上
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二〇六九番一地先道路敷
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二〇六八番二地先道路敷
"	"	尾ノ上	"	"	一七四六番地先道路敷	一七二九番一地先道路敷	"	"	"	"	一七八二番地先道路敷
"	"	一七三三番一	"	"	一七三三番一	一六六六番二地先道路敷	"	"	"	"	一七四五番一地先道路敷

道路の種類 及び路線名	道 路 の 国 境		変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル
	区	間			
武雄市西川登町大字小田志亭水谷一六七九二番三地先から	後	一九・〇	一一〇・〇	一一九・〇	一一九・〇
武雄市西川登町大字小田志亭水谷一六七八〇番一地先まで	後	一五・〇	一一七・五	一一七・五	一一七・五
武雄市西川登町大字小田志亭水谷一五〇三五番一地先から	後	一一七・五	一一八・一	一一八・一	一一八・一
武雄市西川登町大字小田志亭水谷一六七七〇番七地先まで	後	五・五	一一八・一	一一八・一	一一八・一
武雄市西川登町大字小田志亭獄ノト一五〇三五番一地先から	前	一八・〇	一一九・四	一一八・〇	一一八・〇
武雄市西川登町大字小田志亭水谷一六七七〇番七地先まで	前	五・五	一一九・四	一一八・一	一一八・一

**○ 公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年5月10日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年3月24日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日  
平成18年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 お世話宅配便
- (2) 代表者の氏名 吉井 栄子
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市白山二丁目6番36号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者や高齢者らの自立（律）生活を目指し、障がい者や高齢者らの外出支援や就労支援・起業支援・環境づくりなどを通じて障がい者や高齢者らの社会参加に寄与することを目的とする。

1 申請のあつた年月日  
平成18年3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人心善会

また、この法人は、佐賀県の市民活動の発展を図るため、市民活動を行う者同士のネットワークを構築し、市民活動の環境基盤整備事業や自治体・企業と市民活動を行う者との関係の構築等についての事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年3月24日

平成17年11月19日  
イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
平成17年4月1日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗の名称決定及び大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

2 届出年月日  
平成18年3月9日

3 関係書類の縦覧  
(1) 縦覧場所  
佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間  
平成18年3月24日から  
平成18年7月23日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、

意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

(仮称) アクロスプラザ武雄A

(変更後)

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本 昌譽

(変更後)

大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉 正宏

(3) 変更の年月日  
ア 大規模小売店舗の名称

平成18年3月24日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条  
第1項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年3月24日

佐賀県知事 古川 康



	大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉 正宏 ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	2 及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更のため 届出年月日 平成18年3月9日
(変更前)		
① 株式会社宮崎薬局 代表取締役 宮崎 幸久 武雄市武雄町本町7280番地	3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課	
② 株式会社鮮ど市場 代表取締役社長 田中 弘文 熊本県熊本市尾ノ上二丁目22番15	(2) 縦覧期間 平成18年3月24日から 平成18年7月23日まで	
(変更後)		
① 株式会社宮崎薬局 代表取締役 宮崎 幸久 武雄市武雄町本町7280番地	4 その他	
② 株式会社クリエイト 代表取締役 江原 信弘 佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2337番地1	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。	
(3) 変更の年月日		
ア 大規模小売店舗の名称 平成17年11月19日	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。	
イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成17年4月1日	平成18年3月24日	
ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成18年4月20日	佐賀県知事 古川 康 1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ武雄C 武雄市武雄町大字富岡12506番 (2) 変更しようとする事項 ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前)	
(4) 変更する理由 大規模小売店舗の名称決定、大規模小売店舗を設置する者の代表者変更		

(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課	株式会社宮崎薬局建物北西側 6.0立方メートル 株式会社鮮ど市場建物西側(1) 4.5立方メートル 株式会社鮮ど市場建物西側(2) 7.5立方メートル 株式会社鮮ど市場建物西側(3) 9.1立方メートル 株式会社鮮ど市場建物北東側 9.1立方メートル 合計 36.2立方メートル
(2) 縦覧期間 平成18年3月24日から 平成18年7月23日まで	(変更後) 東側建物北西側 6.0立方メートル 西側建物西側(1) 11.9立方メートル 西側建物西側(2) 10.8立方メートル 西側建物西側(3) 12.2立方メートル 西側建物東側 13.4立方メートル 合計 54.3立方メートル
4 その他	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 株式会社宮崎薬局 午前9時から午後9時まで (変更後) 株式会社宮崎薬局 午前9時から午後7時まで 株式会社クリエイト 午前9時から午後7時まで (3) 変更する年月日 平成18年4月20日 (4) 変更する理由 運営上の理由から、施設の配置を見直したため
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路 1 関係書類の縦覧 2 届出年月日 平成18年3月9日 3 関係書類の縦覧	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第1項の規定により、佐賀県果樹農業振興計画を定めたので、同条第5項の規定により公表します。 なお、公表方法及び問い合わせ先は、次のとおりです。 平成18年3月24日 佐賀県知事 古川 康 1 公表方法 佐賀県庁のホームページ(URL: <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a> )に掲載して公表します。 (「しごと」→「農業」→「佐賀県果樹農業振興計画を策定しました」の順序で選択してください。) 2 問い合わせ先 生産振興部園芸課果樹担当 電話 0952-25-7119 E-mail : <a href="mailto:engei@pref.saga.lg.jp">engei@pref.saga.lg.jp</a>

の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月24日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
36	小城市小城町松尾字一本3714番2、3733番15及び3733番18	平成18年3月10日	4.50~6.00	86.00

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料  
申込先  
一か年二十八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月二十四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷